

# 伊達市 農業委員会だより

vol.  
創刊号

「農業委員会」は、農地の無秩序な開発を監視・抑止するため、活動しております。

農業については、皆さまの大切な食料を生産する公共的役目も担っております。ぜひ、日頃の委員会活動を知って頂きたく情報をお届けいたします。



今年度の『農地パトロール』を開始いたしました。農地の利用状況を確認することは、地域次世代の食生活にも大きく影響することになり、その責任感も含め各委員は日々活動にあたっています。

## もくじ

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 就任のごあいさつ.....        | 2   |
| 農業委員会会長・農地利用最適化推進委員長 |     |
| 農業委員会とは.....         | 3   |
| どんな活動、取り組みをしているか？    |     |
| 各委員の紹介 .....         | 4・5 |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 総会ではこんなことを行っています…      | 6 |
| 毎月1回、農地法に基づく申請の審査を行います |   |
| 農地パトロールって？.....        | 7 |
| 農地の利用状況を確認し、関係機関と連携    |   |
| 退任された委員の皆さん.....       | 8 |
| 感謝状贈呈・特別功労表彰・自治功労表彰    |   |

## 会長就任あいさつ



人 直 長  
会 野 清

この度、待望の本市農業委員会だよりの創刊号を発刊する運びとなりました。開かれた農業委員会を目指して、業務及び活動内容は元より活躍する農業者の多くの皆さんの姿・声を広く発信出来ればと考えておりますので、宜しくお願い致します。

さて、本市農業委員会も任期満了に伴い7月1日付けで、新体制に移行致しました。平成28年4月1日施行の改正農業委員会法の下、農業委員会がこれまでの公選制から、市長の任命制（議会の承認を経て）になり、また、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱され、総勢43名の農業委員会体制になりました。

昨今の農業情勢は、東日本大震災・原発事故から7年あまりが経

過し、減少しつつあるとはいえ、未だに続く払拭しきれない風評被害、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地遊休農地の増加、米政策の転換、国際経済の自由化等々多くの課題を抱えています。

こうしたことから、政府の規制改革に基づき、農地利用の最適化いわゆる担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保等が農業委員会の任意業務から必須業務として明確に位置づけられました。この農地利用最適化の推進は、地域農業の維持・発展のために欠くことのできない取り組みであり、私達農業委員会の果たす役割は、ますます重大になってくるものと思われま

す。今後、私達は市当局及び各関係機関との連携のもと、地域農業の維持・発展のため活動して参りますので、農業者の皆様はじめ多くの関係者の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 委員長就任あいさつ



幸 忠 長 委員  
阿 部

近年にない異常な暑さの中農作業を過されまして御苦勞様です。

この度、農業委員会法が改正されまして、伊達市の農業委員改選が行なわれ、新農業委員の他に24名の農地利用最適化推進員が新設されました。

7月17日に行なわれました推進委員全員協議会において委員長に選任されました。大変身の引きしまる思いです。

微力ではありますが伊達市農業振興の為、農業委員の方々と連携し職務を務めて参る所存でございますので宜しくお願い致します。

さて今日の農業情勢は東日本大震災から7年7ヶ月が経過し、いまだに風評被害の払しょく、今後の農業の継続を左右する農業従事

者の高齢化、担い手の確保、耕作放棄地の増大、さらには鳥獣被害の拡大など課題が山積です。一方、EUや米国等との国際貿易交渉など今後の動向に注目しなければなりません。

この様な中、改正された農業委員会法は、「農地利用最適化の推進」が新たに必須業務と位置づけられ、農業委員と農地利用最適化推進員が連携し、農地の集積、集約に務めていく事となっております。

今後、推進委員一同関係機関と連携を図りながら伊達市農業発展に寄与していきたいと思ひます。皆様のご指導、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

**農業委員と連携し  
農地利用の最適化に  
取り組みます。**

# 農業委員会とは？



市町村ごとに設置が義務付けられている行政委員会です。優良農地の確保と有効利用や担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が主な仕事です。

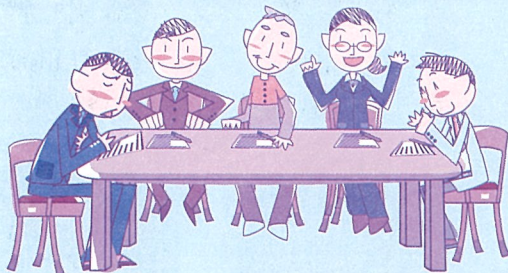
農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されています。そして、特別職の地方公務員（非常勤）で、農業委員の任期は3年と規定されており、農地利用最適化推進委員の任期も農業委員の任期満了日までとなっています。



## 農地の確保と有効利用に向けて取り組みます

### 【農地行政を担う組織】

効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査します。



## 農地等の利用の最適化に取り組みます

### 【農業生産力の推進を支援する組織】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与します。



## 農業の担い手の育成・確保に取り組めます

### 【農業経営の合理化を支援する組織】

農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて、地域農業の発展に寄与します。



## 地域の課題解決に向けて取り組みます

### 【農業・農村の声を代表する組織】

農業者・集落又は農業団体の声を行政・政策に反映します。



# 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

農業委員は、市長が議会の同意を得て任命します。市長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、募集を行います。また、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。また、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に取り組むため、担当する区域を定めて、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。（委嘱にあたっては、農業委員と同様、推薦、募集を行い、その結果を尊重して行います）

農地等の利用の最適化を進めるため、農業委員と推進委員が一体的に連携しあって取り組んでいきます。

## ◆ 農業委員 ◆



梁川町五十沢  
穴戸 洋一



梁川町舟生  
大槻 孝徳



梁川町東大枝  
佐藤 清光



霊山町大石  
大橋 吉成



保原町柱田  
清野 政孝



梁川町天神町  
渡邊 茂



梁川町大関  
渡邊 政幸



保原町大柳  
佐藤 易廣



伊達市田町  
吉田 浩重



保原町上保原  
深谷 元雄



月舘町御代田  
寺島 武



保原町大泉  
長沢 壽幸



梁川町白根  
三浦 雄一



保原町十二丁目  
浦山 公一



霊山町石田  
菅野 照



霊山町下小国  
清野 直人



梁川町栗野  
土屋 洋一郎



月舘町糠田  
千葉 利市



伊達市伏黒  
鈴木 政浩

◆ 農地利用最適化推進委員 ◆



梁川地区担当  
荒 戸 隆



梁川地区担当  
八 巻 長 一



梁川地区担当  
橘 典 雄



伊達地区担当  
佐々木 春 男



伊達地区担当  
八 城 智 広



梁川地区担当  
三 浦 秀 勝



梁川地区担当  
小賀坂 伸 夫



梁川地区担当  
菊 池 和 彦



梁川地区担当  
津 田 茂



梁川地区担当  
大和田 俊一郎



保原地区担当  
関 根 龍 徳



保原地区担当  
富 田 義 秋



保原地区担当  
佐 藤 善 一



保原地区担当  
安 田 善 也



梁川地区担当  
秋 葉 武



霊山地区担当  
大 橋 松 夫



霊山地区担当  
阿 部 忠 幸



保原地区担当  
柳 沼 正 治



保原地区担当  
佐 藤 繁 義



保原地区担当  
舟 山 健 一



月舘地区担当  
佐 藤 輝 弥



月舘地区担当  
高 橋 敏 明



霊山地区担当  
大 武 有 子



霊山地区担当  
引 地 秀 樹

# 農業委員会は 毎月、総会を開催しています。



※1  
(総会は、合議体<sup>※1</sup>である農業委員会の最高決定機関です。)

※1: 複数の構成員の合議によって、その意思を決定する組織体。

## 総会では、こんなことを行っています。

### 【農地法に基づく申請の審査をします】

たとえば…

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

#### 農地法第3条（農地の権利移動の許可制度）

権利移動の申請書が提出されたら、審議の前までに農業委員が現地調査を行います。総会で審議し、許可の可否を決定し申請者に結果を通知します。

許可には、いろいろな要件があります。詳しくは農業委員会へご相談ください。

農地を農地以外に転用する場合、農地を買ったり借りたりして転用する場合（どちらも2ha以内）は、農業委員会の許可が必要です。（2haを超える場合は、福島県の許可となります）

転用の申請書が提出されたら、複数の農業委員・農地利用最適化推進委員で現地調査を行います。

※2  
農地の転用には、2通りあります。

#### 農地の権利移動を伴わない転用（農地法第4条）

#### 農地の権利移動を伴う転用（農地法第5条）

※2: 農地に、住宅や工場棟の建物、資材置場、駐車場、再生可能エネルギー設備、山林等、農地以外の用地に転換することを農地転用といいます。なお、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用（一時転用という）になります。

農地転用許可制度は、食料の安定供給である優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため設けられています。

#### ◆市街化区域外

農業委員会が許可申請書を受理したのち、総会で許可・不許可を審議し決定します。

ただし、2haを超える場合は、許可・不許可を審議・決定し、県知事に意見を送付します。

#### ◆市街化区域内

農業委員会が届出書を受理します。

他にも、農業委員会の活動目標、具体的な計画、役割分担、体制強化等の策定や農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の貸借等を位置づけたもの）の決定など多岐にわたり活動しています。

# 農業委員会は、毎年1回市内の全ての農地の利用状況を確認するため、農地パトロールを行っています。

**農地パトロールでは、こんなことを確認しています。**

これは

- ① 地域の農地利用の総点検
- ② 遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導と違反転用発生防止および早期発見・是正対策

のために行うものです。

その結果、「遊休農地」「遊休農地化のおそれがある農地」については、その所有者を対象に「利用意向調査」を行います。

## ◆対象農地

次のような農地については、農業委員会は農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施します。（農地法第32条）

- ① 1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の農地の維持管理（草刈り、耕起等）状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と比較して、その程度が著しく劣っている農地

また、耕作者不在の農地や不在となることが確実な農地がある場合についても、農業委員会が利用意向調査を実施します。（農地法第33条、施行規則第78条）

## ◆利用意向調査の方法

対象農地が①もしくは②に該当する農地の所有者や耕作者不在の農地の所有者に対して、農業委員会が利用意向調査を書面（定められた様式）にて実施します。（農地法第32～33条）

利用意向の選択肢としては

- ① 農地中間管理機構に農地を貸し付ける
- ② 農地利用集積円滑化事業より受け手を探してもらう
- ③ 自ら受け手を探して貸し付ける
- ④ 自ら耕作する
- ⑤ その他  
（農業委員会によるあっせんを希望する等）

利用意向調査の結果を踏まえ、関係機関と連携し、利用調整を行います。

対象農地を所有の方におかれましては、  
ご協力のほど宜しくお願いいたします。



該当する各地区を農地パトロールする委員

## ●● 退任された農業委員の皆さま ●●

平成30年6月30日、任期満了に伴い退任された、農業委員の皆様へ、長年の功績により、須田博行市長より、感謝状が贈呈されました。

また、農業委員を20年以上務められた3名の方に、伊達市より特別功労表彰、15年以上務められた1名には、自治功労表彰が11月に予定されています。



須田市長より感謝状贈呈されたみなさん

### ○感謝状贈呈者紹介

幕田 繁様（梁川町山舟生）  
堀江 克成様（梁川町細谷）  
小賀坂重春様（梁川町大関）  
松浦 竹司様（梁川町二野袋）  
酒井 良子様（梁川町東大枝）  
安田 博行様（保原町大立目）  
山田 一美様（保原町上保原）  
舟山 正一様（保原町大泉）  
赤井 久好様（保原町上保原）  
丹治 武久様（靈山町山戸田）  
岡崎 勝弘様（靈山町掛田）  
渡邊 利彦様（月舘町下手渡）



### ○受賞者紹介

特別功労表彰（20年以上）  
高橋 保様（保原町富沢）  
大橋 清美様（靈山町大石）  
佐藤 忠夫様（月舘町糠田）  
自治功労表彰（15年以上）  
狗飼みよ子様（靈山町上小国）

長年にわたり、地域の農業振興にご尽力いただきありがとうございます。

## 編集後記

今年の夏は真夏の太陽で万物が激しく灼熱し水不足にも見舞われました。それでも農作物は元氣一杯に育ち、秋の収穫期を迎えています。

今年度から農業委員会制度が公選制から市長任命制度に代わりました。新たに農地利用最適化推進委員（農業委員会委嘱）も設けられました。仕事の内容は多少違いますが、農家の代表として農地の適正利用を図る地道な活動に取り組み地域農業の維持発展に務めてまいりたいと考えます。

さて、本年より農業委員会だよりが発行になります。農業委員会の行っている活動・情報を、市民の皆様にお伝えして行きたいと思えます。この本誌が皆様の情報誌となるよう編集委員一同頑張ります。

市民の皆様からのご意見・ご要望をお待ちしております。

編集委員 大橋吉成

### ◆編集委員

吉田 浩重委員（伊達地区）  
三浦 雄一委員（梁川地区）  
浦山 公一委員（保原地区）  
大橋 吉成委員（靈山地区）  
高橋 敏明委員（月舘地区）  
清野 直人委員（会長）  
阿部 忠幸委員（委員長）